

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

（令和元年 6 月 5 日 午後 2 時 15 分）

●議長（森山木の実） 会議を再開します。

通告の 4、片野良之議員。

- 1 信濃町における「会計年度任用職員制度」は
- 2 信濃町における自衛官募集に対する名簿提供は
- 3 冬期の住民生活への支援は

議席番号 2 番、片野良之議員。

◆ 2 番（片野良之） 議席番号 2 番、片野良之です。通告にしたがって、質問をいたします。

まず、来年度より実施が予定されている、会計年度任用職員制度について、信濃町の対応について、質問をいたします。総務省は、同制度の導入の目的を職員の処遇改善、諸手当の均等待遇などとして、正規職員化もあるとしてきましたが、正規化どころか、フルタイムの会計年度任用職員は作らない自治体も出てきていると聞いています。信濃町では、そのようなことはないと思いますが、来年度の実施に向け、どのようなスタンスで準備を今、進められているのか基本方針を伺います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 片野議員さんのご質問でございますが、おっしゃるように、令和 2 年から会計年度任用職員制度がスタートする予定になっております。今、最終的な詰めをやりながら、職員間にも、この制度の周知を図りながら、対応をしているところでございますが、要は、臨時非常勤職員全体として、任用根拠の適正化を図るということを目的として同一労働、同一賃金を基本原則にしたということが、この制度の主な主旨だというふうに理解しております。私ども、行政全体に渡って該当をする関係職員の、非常勤職員と言いますか、臨時さん、大変大勢お願いをしているわけでございます。日々、ご苦勞を頂戴しているということでございます。今、その中で、必要な部分については必要なんだというスタンスでございますので、そういった中で、制度の導入に向けて、しっかりと準備をしていきたいというふうに思っております。ただ、これは、本当に私ども、財政的にも、大変大きな負担増になる話でございまして、財政的にも大変厳しいなということを今、想定しておりますが、具体的にはこれから、数値の積み上げ等々も含めて、その体制をどういうふうにしていくかということを検討、そしてまた、その主旨にのっかって、対応をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

●議長（森山木の実） 片野良之議員。

◆ 2 番（片野良之） 財政的に、さらに厳しくなっていくというのは、十分、分かること

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

ろではあるのですが、この件を私も調べて勉強している中で、5月の末の段階ではまだ、県の方でも正式には、議会の方には提案されてなかったように思うのですけれども、これは全国的に見ても、けっこう遅いペースだと思うのです。3月会議で条例制定をされた都道府県は複数あり、多くは6月会議で行われると、総務省の資料にも出ておりました。県の方針もまだ、しっかりと決まりきってないということもあるとは思いますが、県の方向が決ってないからというのではなく、自治体での取り組みが、先行して必要になってくるのではないのでしょうか。よくこの一般質問で聞いていると、県の指針や県の方向に沿ってやるという答弁が多いように見受けられるのですが、総務省のマニュアルどおりの取り組みを行うのであれば、最低限良いとして、仮に総務省の想定していたマニュアルを逸脱して、現行の基準を下回るような方向に、例えばの話ですが、県が舵を切ったとしたら、信濃町はその方向に追随するのでしょうか。それとも、今対象となっている大切な臨時職員の皆さん、この会計年度任用職員制度に該当する皆さんの生活を守るためにもぜひ、総務省の基準にしっかりとのっとり取り組むと、改めて明言していただきたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 先ほども言いましたように、制度改正の主旨というものがあられるわけでございますので、その主旨を逸脱しない対応をしっかりとしてまいりたいというふうに思います。今、他の自治体の動向についてもお話しがあつたのですが、今の目標ですと、信濃町は9月会議を目途に、関係条例をお願いできればというようなことで今、進めているところでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 今現在、景気後退は政府も認める状況です。ただでさえ、行政は莫大な仕事量を抱えていると思います。実際、この町の職員でも定数に対して正規、非正規合わせても、定数に達していない状況がありますので、ぜひ今いる皆さんが、しっかりとこれからも、これからもと言うより、これまで以上に待遇が良くなるように、処遇の改善、諸手当の均等待遇を進めるよう強く提案をして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、信濃町における、自衛官募集に対する名簿提供について、伺います。先月までに調べたところで、県内77市町村の内、約6割の自治体で、紙媒体など、何らかの方法で、自衛隊に情報提供を行っており、信濃町では、紙媒体での情報提供を行っているように聞いております。これは、町独自での判断でしょうか。それとも県、または、国、自衛隊からの指示、または、要請に基づいた対応なのでしょうか。まず、この点から、確認したいと思います。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） お答えいたします。自衛官募集事務ということで、自衛隊法第97条において、町の受託事務と定められております。また、自衛隊法施行令の第

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

120 条では、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる。とされておりまして、当然、資料提供を求められた上での判断で、町では、提供をしているというものでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 確かに、自衛隊法や自衛隊法施行令では、自治体に対して自衛官募集の協力を求めることができる旨が明記されております。しかし、自治体がこれに従う義務は、どこにも明記されていません。これを、私も一生懸命、長々と読んで、頭が沸騰しそうになったのですけれども、自衛隊に対して情報の開示、または閲覧のみに限定している自治体では、個人情報保護法や、住民基本台帳法との整合性が取れないことで、あくまでこれらの法の中で、整合性が取れる範囲での協力を行っている、質問した市民団体に回答しています。これは、県内だけではなく、全国的に見ても同じなのです。さらに、この質問を受けた自治体の一部では、データや紙、シールなどで行っていた情報提供を、開示、閲覧にとどめるよう対応を変更した所もあるそうです。これらの自衛隊法や自衛隊法施行令と、個人情報保護法や住民基本台帳法との整合性に関して、信濃町ではどのように考え、または、認識されているのか伺います。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） まず、信濃町の個人情報保護条例でございますけれども、こちら 11 条に個人情報の提供制限している条文があります。この中で、法令に定めのある時は、提供することができるという規定がありまして、それに基づいて町は、個人情報保護条例上では、そういう形での提供を行っているという解釈でございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 今、個人情報保護法での 11 条の件で回答をいただいたと思いますが、それでよろしかったでしょうか。はい。個人情報保護法と、私さっきも言いましたが、住民基本台帳法、こちらでは、個人情報の閲覧こそ認めています、情報提供までは、認めていなかったと、私は認識していたのですが、これは間違いだったでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 基本台帳法では、まず 11 条の第 1 項では、資料の閲覧。37 条においては、資料の提供というようなことで、国の行政機関又は都道府県知事の求めに応じまして、提供することができるというふうになっておりますので、それに基づきまして、対象情報につきましては、資料提供を行っているものでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

◆2 番（片野良之） ちょっと私の認識が古かったのかと思います。それで、ちょっとまた変わるのですが、自衛隊への情報提供は、住民等への情報開示はなされているのでしょうか。情報提供を行っている自治体の内、住民からの要請がなければ情報を開示していることを、多数の所が、住民からの要請がなければ開示していないという数字が出ています。信濃町では、どのような対応を取っているのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 住民基本台帳法を扱う担当の係、住民国保年金係でございますけれども、こちらの方では、一定期間の後、こういった情報提供を行っている旨を、公示させていただいているということで、公表を行っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 広報を使つての公表ですか。ちょっと上手く聞き取れなかったのもう一度お願いいたします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 町の広報誌ではなくて、公告式ということで、掲示板になります。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） ありがとうございます。もう一つこれに絡んでの質問なのですが、今信濃町では、この情報提供に関して、何歳の年齢の方を対象として出しているのでしょうか。県内の自治体でも、中学を卒業した方のデータを出しているところもあれば、高校を卒業した方のデータを提供していると所もあります。信濃町での具体例をお願いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） まだ、今年度の情報提供については、行っておりません。昨年につきましては、情報提供を行った状況です。昨年の年齢でいきますと、昭和 62 年の 4 月 2 日から平成 13 年の 4 月 1 日までということで、行っております。それと、平成 13 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日ということで、この年代についての情報提供を行ったということでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

◆2 番（片野良之） これは昨年度、平成 30 年度のでよろしかったですね。わかりました。今回この問題、全国的にも注目を集め出している問題で、町内でも対象の方がいらっしゃるということで、今回質問に上げさせていただきます。何も頭ごなしに、自衛隊に情報提供をするなど言っているものではありません。ただ、一部地域、これは県外なのですけれども、自分たちの子供のそういうデータを勝手に流すなど、表示するなどという運動を起こされている団体もあるように聞いております。信濃町ではそういう話は、今のところ聞いてはいないのですが、もし、そういう声が保護者なり、また、もしくは本人なりから上がってきた場合には、対処いただけるものなのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 今まで、こういった形で協力をさせていただきましたので、その辺につきましては、また、内部で検討をする必要があるかなと思います。ただ、今までの中で、特にそういった問題というか、課題も起きてない状況なので、現況の提供方法を続けさせていただくのは、いいのではないかというふうには考えております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） ありがとうございます。ぜひとも、これまで以上に合法的な範囲の中で、また、住民の方から声が上がった場合には、そこには真摯に向き合っていただくことを求めて、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、冬期の住民生活への支援について、質問をいたします。これまでの一般質問でも、何度も取り上げてきた内容で、ちょっとうんざりされているかもしれませんが、もうしばらくお付き合いをお願いします。

県でも、議会の承認が取れて、町にも新しい住宅除雪支援員派遣制度について、新しい通達が届いていると思いますが、いつ頃までに、それに合わせた要綱の改正や、必要になる予算組み等を行う予定でいらっしゃるのか、もしくは、これから検討されるのかをお願いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 冬期の住宅除雪支援員派遣制度ということで、昨年も同様のご質問をいただいたかと思えます。県の方では、今年度から、命を守るから、暮らしを支える対策へ、切り替えを行うような形で、今まで、どちらかと言うと、県の方の対象の担当も、危機管理的な危機管理防災課でした。この 4 月からは、県の方の企画振興部、地方地域振興課で対応になります。先日、4 月 1 日からの要綱の改正というか、見直し、県の方から通知というか、会議が 5 月 30 日に、担当者会議がございまして、そちらで決定をいたしました。昨年も若干、見直しをされるというような情報を、こちらでお伝えしたところでございます。見直しの内容につきましては、今まで、現行ですと住家、住んでいる家の屋根の雪降ろしが主で、物置等は原則、対象外とされておりました。まず、この点につきまして、対象作業箇所の拡大が行われております。日常生活

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

の用に供する物置、車庫等、こういったもの、当然、生活して車が入っていたり、物置がある場合は、そういったものについても、作業の箇所が拡大が行われました。それから、今までは屋根の雪降ろしをし、降ろした雪が積もったというか、たまった状態では出入りできませんので、そういったところの除排雪が主でしたが、要するに、屋根の雪降ろしの際に出た雪が中心でしたが、雪降ろしを伴わない玄関先の、どちらかと言うと、けえだしと言いますか、生活道路まで、そういった道路から玄関までの部分等、日常生活に必要な玄関先の除雪についても対象となり、上限はありますが1世帯、年間で7000円、1時間1000円というような、7回程度となりますが、その半額が、県からの補助制度があるというようなものでございます。こちらは新設の、今までにないものになってくると思います。町ではこれらを受けまして、これから降雪期を迎えるまでには、その中身の見直し、要綱等、また、予算等も必要であれば、対象世帯の洗い出し等もしてからになると思うのですけれども、そういったものを見る中で、進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 今、課長から答弁ありましたように、災害対策的な発想ではなく、福祉の視点からの発想となって、除雪支援の対象が大幅に拡充されました。これは、大変喜ばしい進歩だと思っています。ところで、そうなると除雪支援員の人数、これが、これまでよりも多く必要になる可能性があると思うのですが、その辺りの検討や対応などは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。やるのであれば、冬を迎える前と言うよりも、この暖かいうちに、ある程度の目安が必要になってくるし、募集をかけるにしても、早めに動かないと、人数の確保、ただでさえ、難しいこの信濃町ですので、その辺は、当然考えていらっしゃると思うのですが、その辺についても、今後の予定など、ある程度決まっているとこだけにかまいませんので、お伺いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） ありがとうございます。おっしゃるとおり、対象箇所が増え、また、新たな施策が増えるということになりますので、当然、それに関わる人が、必要になってくるかと思えます。今年度、初めての事業スタートとなりますので、通例ですと、もう降雪前には、そういった支援員さんの募集をさせていただいております。今年度につきましては、こういったことから、以前よりも早めに行動というか、動いていかなければならないというふうに、係内でも検討をしておりますし、先ほど言ったように、対象となる世帯が、生活道路の部分がどの程度必要となるのかというのは、把握する必要がありますので、そういったものも合わせて、今後進めていきたいというふうには思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） ぜひとも早い段階で、しっかりと人材確保、また、予算の確保など

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

も含めて、やっていただきたいと思います。誰もが住みやすくなる、住みやすい信濃町になれるように、ぜひお願いしますが、もう一つ伺います。

福祉灯油の対応についてですが、前回の質問で、福祉灯油を実施する金額的な基準など、答弁いただいております。この対象となる時期などは、決まりがあるのでしょうか。その時は、全く頭になかったので、確認しなかったのですが、その辺をお答えください。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） その年の気候とかもありますが、当然、降雪期になれば、灯油を必要とする寒さ等も感じられますので、12月とかそういう時期までには、状況を把握していきたいと思います。昨年も、調査と言うか、配達価格等の、どの程度の変動があるかというのは、11月頃から調査をさせていただいております。今の時点では、そういった調査は行っていないわけですが、秋口から、昨年もお答えした基準額を達するような状況になれば、また、庁内というか、理事者等にも相談の上、決定していくかたちになると思います。今のところはまだ、基準にも達しておりませんし、そういうような状況でもないということで、特に動向調査については、まだ行っていないのが現状でございます。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 昨年は11月あたりから、価格調査の方を行われたという今、答弁でした。隣の飯綱町では、この基準、信濃町と同金額なのですが、秋にはこの金額、一旦達しているのですよね。飯綱町では、その段階で、福祉灯油の実施を決定しているのですが、もう少し信濃町でも、早めに調査をして、実際、真冬に比べたら、その時期なんて、そんなに数的も出ると思わないのですが、もうちょっと早めからの対応をやっていくということは、今年の秋から検討はできないのでしょうか。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 福祉灯油というふうに使われておりますが、寒い時期での灯油の高騰に伴う補助ということでございます。これは、今、基準額というような言葉が出ますけれども、慣例として、今までそんなようなことで対応してきたということでございます。昨今、ちょっと石油価格の動向が比較的、高値安定しているというような状況もありますが、早めの対応というのは、事務的な対応は、私ども、早めに進めますけれども、その時の状況で、やっぱり支給というのは、必要な場合には、その自然条件等々含めて、しっかりと対応をしていくと、このことが必要なんだろうなというふうに思います。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） ぜひとも、県の方針も、福祉的な視点での対応が進んでいる中での

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（2 日目）

ものですし、特に今、アメリカとイランなどの問題で、原油価格が、本当に高止まりしていますし、更に上がる可能性もある、安くなってくれるに越したことはないのですが、そういったことも含めて、なるべく早いうちから料金、その他を確認、チェックして、必要に応じて、なるべく速やかな対応を取っていただくように提案しまして、私の一般質問を、かなり時間は早いですが、終わりいたします。

- 議長（森山木の実） 以上で、片野良之議員の一般質問を終わります。この際、14 時 55 分まで休憩いたします。

(午後 2 時 45 分)